

農業構造改善事業本年度より着工

母と子の家
建設

社会福祉施設の充実など

町長 施政基本方針を説明

定例第1回
町議会より

定例第一回町議会は三月二十三日午前十時からひらかれました。
船木町長の新年度施政方針と予算の概要説明のあと、関係部課長から各会計予算案と関連議案の説明があり、二十五日二十六日の二日間議案審査のため休会、二十七日一般質問のあと、提出議案二十六件、議員提案一件、報告事項一件をいづれも原案どおり可決承認され全日程を終えました。

施政方針要旨

町政の主権者である町民のみなさんに対し、合理的、経済的に行政効果をあげて、これを十二分に還元奉仕することが町政執行者の責任であり、全吏員の至上使命でありますことは論をまたないところであります。

このため正しい世論を掌握消化し、公正適切に、しかも誠実に迅速な施政態勢が強く要求され、且つ今日の如き諸情勢の変遷に即応し、また社会福祉などの諸施策についても高度の指導性に富んだ吏員の研修が急務であり、他町村に先んじて自治講習所あるいは自治大学に受講せしむるほか、昨年に引続き全吏員を対象とした研修を実施し、鋭意質の向上に配意し、時代に順応した執行態勢の強化に最善をつくし、町民の信頼に応えたい。

一、財政の現況と

予算編成方針

町一般会計においては、交付税

を除く自主財源は経常支出に対し四〇％、新年度予算に対する町税比は僅かに一七％に過ぎず諸懸案の促進に困難を極めつつありますが他面町民全体の税負担については管内町村の最下位にありながら今日の成果を収めましたことは、町村合併の成果と、道総合開発計画の充実促進による国費道費の導入に基因するものであります。
このような財政の現況の下で適切な事業執行計画策定にあたり、その基盤は、本町の各種実態から産業の振興、教育施設道路網の整備強化、社会福祉対策の推進に重点を配しました。

二、産業振興対策

一、農業について

かねて計画致しておりました農業構造改善事業がいよいよ新年度着手とともに三ヶ年間に町営牧野造成を積極的に進め、有畜農業の基盤を作り経営安定に寄与し、更に構造改善補助対象外地上について、乳牛の増殖指数を奨励して、公共牧野事業として推進致したい更に地力維持培養対策として石灰施用促進のため購入費に対する全面的利子補給の措置を講ずる。もとより農業対策は、町財政のみではその目的達成は望めず、国、道の行政方針と歩調を密にし、国営明渠排水事業の予算確保を図り、生産基盤を改良する外、各種助成による機械の導入によつて経営の合理化を促進し、又乳牛の導入を図るなど、行政の推進と、関係団体の経済活動が一体となりその効果を期待致したい。

二、林業対策

前年より林野庁の指導によつて

三、教育施設の整備

本年度の教育予算については、道立移管の高校整備に重点をおき更に児童生徒の体位向上に適應した机、椅子の計画整備を図り、又現在問題になっている中学校統合については関係部落とも充分協議を重ね、本年度計画を策定し、早ければ明年度より校舎の増築に着工出来るよう配意致したい。
学校給食については、父兄、学校、教委、町で卒直な意見の交換をなし、実施可能な場合に備えて充分な準備態勢を整えたい。

四、社会福祉対策

青少年の健全な育成対策は最も重要な課題の一つとして、対策協議会を中心とした町独自の方策として優良青少年の表彰、グループ活動の推進に務め青少年の理念を確保すべく努力致したい。保育所

については目下工事中であり近く開設の見込みである。運営については、低所得者の優遇措置を除いては独立経営を原則として、関係団体と協議を進めたい所存である。

また失業対策事業の効果的運営に務め、更に公営住宅の建設、市街地域の側溝整備にも配意し、母子の家を中心とした福祉センターの新設を進め、母子家庭及び青少年に研修の場を与え、共に、老人クラブとしても開放し、本町開発の先駆者のみなさんの余生を楽しむ場としたい。

五、道路整備

道路整備については幹線の整備と相俟つて町道の維持補修に重点を置き特に交通量の激しい富武士道の改修については、補助及び起債の確保を図り特殊改良工事を進めるほか、栃木道路についても自衛隊の施行が可能な限り実施致したい。

六、役場庁舎の

改築計画

計画中であります役場庁舎の改築については起債確保の見通しをまつて予算措置を致したいが、その計画の概要については工事費概算三、五〇〇万円、起債一、五〇〇万円、町持出分については本年度財産処分を含め一、五〇〇万円程度として二ヶ年計画を以つて竣功いたしたい。

新年度予算総額

二億七千八百九十七千円に

各会計才入才出予算決る

昭和三十九年度各会計予算がこのたびひらかれた定例議会で可決されました。

今回は地方自治法が制定されて以来初めて地方財務会計制度が全面的に改正が行われました。この改正のうち予算に関しては、住民にわかりやすい制度とすることに主眼をおかれたもので、従来予算とは才入才出をいうものとされていましたが、今回の改正でその予算の内容が従来より広くなり、才入才出予算のほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、各項目の経費金額の流用を含めて予算といわれるようになりましたが、制度上のこととは別として、このたび可決されました各会計才入才出予算について説明致します。

新年度各会計才入才出予算総額は次の表のとおりですが、これを前年度と比較しますと、当初予算では六千七百七十千円の減、三十八年度最終予算と比較しますと七、二五万四千円の減となっております。

一般会計

各会計予算のうち一般会計才入才出予算の状況をみると、才入については、自主財源（町税や使用料手数料、財産収入など）は、六、八八万三千円で前年度当初

予算に比し一、四〇〇万二千円の減となり、依存財源（地方交付税国道支出金など）は反対に一億六五〇八万七千円で前年に比し二、七五五万円の増加となりました。

また自主財源のうち主たる町税については才入総額の二七、三％にあたる四、〇五四万二千円が見込まれており、この内訳は住民に直接課税される町税が二、三四一万五千円、たばこ消費税や、電気ガソリンなどの間接税が一、七二二万七千円となっております。

町有林会計

町有林会計才入才出予算は前年度当初予算に比し一、五九六万八千円の減となりました。才入において、立木の売却代金、五三万五千円と大巾に減となっており、一方才出では諸支出金が一、六二九万二千円が減となりましたが、これは前年度まで支出していましたが、林野買受代金償還金が昭和三十八年度を以つて全額償還を終えたことによるものであります。

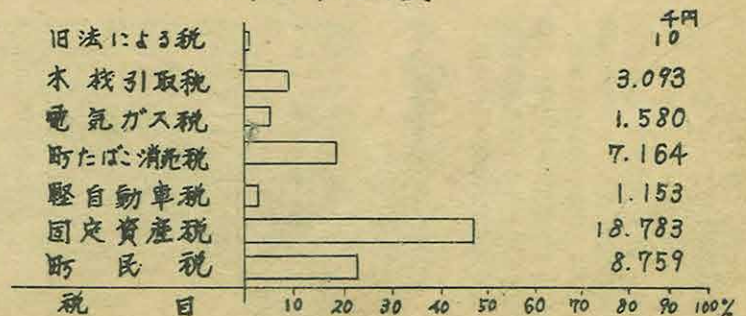
昭和39年度一般会計才入才出予算

才 入			才 出		
款	予 算 額	構成比	款	予 算 額	構成比
町 税	40,542	17.3%	議 会 費	6,501	2.8%
地 方 交 付 税	106,492	45.5	総 務 費	47,049	20.1
使用料、手数料	4,192	1.8	民 生 費	12,348	5.3
国 庫 支 出 金	27,629	11.8	衛 生 費	2,851	1.2
道 支 出 金	13,465	5.8	労 働 費	5,470	2.3
財 産 収 入	1,503	0.7	農 林 水 産 業 費	56,942	24.3
寄 附 金	1,000	0.4	商 工 費	5,477	2.4
繰 入 金	5,181	2.2	土 木 費	36,446	15.6
繰 越 金	500	0.2	消 防 費	4,299	1.8
諸 収 入	16,895	7.2	教 育 費	39,857	17.1
町 債	16,500	7.1	公 債 費	16,006	6.8
計	233,900	100	諸 支 出 金	154	0.1
			予 備 費	500	0.2
			計	233,900	100

前年度予算との比較

会 計 別	予 算 額		
	39年度当初	38年度当初	38年度最終
一 般 会 計	233,900	220,352	261,132
町 有 林 会 計	12,638	28,606	42,863
佐 呂 間 水 道 会 計	4,727	4,720	5,130
浜 呂 間 水 道 会 計	1,786		17,894
と 場 会 計	2,500	1,900	2,800
国民健康保険会計	22,546	23,136	20,532
計	278,097	278,714	350,351

昭和39年度町税内訳



昭和三十九年度

実施予定事業の内容

昭和三十九年度実施予定事業費として予算計上された事業費のうち、一般会計においては、例年経常的に支出している事業費（町内自治会など各団体に対する各種事業費補助金や、貸付金、利子補給など）が一、三七五万円、臨時的事業費（各種建設事業費など）が八、九八四万六千円で計一億三、五九六万六千円が計上されております。このうち臨時的事业費については、新年度は、農業構造改

善事業、高等学校備品整備、富武
士道路改良工事、母と子の家建設
工事、公営住宅新設工事などがそ
の主なる事業となっています。

◎一般会計（臨時的事業費）

農電北電移管負担金

一六四万四千円

浪速地区電気導入補助

一六二万七千円

財政造成基金積立金

一九四万五千円

佐呂間町史編集費

七〇万円

失業対策事業

三九万九千円

三十七年災害資金利子補給費交付金

一八六万七千円

三十二年災害損失補償金

二四万五千円

農業構造改善事業費

一、七九二万三千円

ブル購入代第三次支払分

二〇六万四千円

市街側溝工事第二次支払分

一二二万三千円

藤見橋外二橋補修工事

一一〇万円

小学校机、椅子更新

一一八万八千円

若佐中学校便所改築工事

一六〇万円

高等学校備品整備

三二二万七千円

高校事務長住宅新築工事

一〇四万円

高校グラウンド整備外

一四一万三千円

高校急増対策貸付金償還金

一二九万円

西富公営住宅排水改修工事

五四万五千円

火防井戸新設工事

九八万円

富武士道路改良工事

九八万円

六〇〇万円

市街側溝工事

二七〇万円

瀧橋外六橋架替工事

四二九万円

公営住宅新設工事

七九四万五千円

へき地教員住宅新設工事

七四万五千円

議員定数を二十二名に減少

定例議会における主なる

議決事項の内容

このたびの定例議会において議決されました議案のうち、各会計予算の内容については前記のとおりですが、そのほか議決された議案のうち主なる事項について、その内容は次のとおりです。

▽佐呂間町中小企業融資制度要綱の運用に伴う資金源の貸付について

商業者の金融の円滑を図るため中小企業融資制度要綱に基き、町内商業者に対する一千万円の融資枠の資金源として、町費二五〇万円を北海道信用保証協会に貸付を行う。

▽職員定数条例の一部改正
本町一般職員定数のうち、その他の職員十四名を二十一に改正、四月一日より事務吏員三十五名、技術吏員十四名、その他職員二十一名計七十名となりました。
なお参考として町の職員定数は次のとおり、

一般職員七十名、農業委員会五名、議事事務局二名、国民健康保険六名、水道二名、浜佐呂間水道一名

母と子の家建設工事

三〇〇万円

てん菜改善省力集約化栽培用機械購入補助

二二一六千円

農業構造改善事業トラクター購入補助

一、〇六五万円

（以上五〇万円以上のもの）

と場一名、教委事務局五名、公民館二名、小中学校七名、計一〇一名

▽佐呂間町特別会計条例の制定
地方自治法の改正により、本町特別会計を次のとおり設置する条例を制定する。

町有林特別会計

佐呂間簡易水道特別会計

国民健康保険特別会計

▽昭和三十八年度一般会計追加更正予算
一般会計才入才出予算の才入では地方交付税四八万三千円追加、才出では佐呂間市街道路用地買収費五五万三千円追加、風力発電施設設置補助一三万円追加、予備費二〇万円減差引四八万三千円追加となり、昭和三十八年度最終予算額は二億六、一一三万二千円となりました。

▽町有財産の取得について
佐呂間市街道路用地として、宮前

町地区内宅地六〇、九二坪を購入することを決定（郵便局横より裏通りに通ずる様に道路用地）

▽佐呂間町国民健康保険条例の一部改正
この条例改正により、国民健康保険の世帯に對しては減額課税されることとなります。

保険税の税率のうち

均等割 一人当り 三〇〇円

平等割 一世帯 一〇〇〇円

となつておりますが

①総所得金額が九万円以下の世帯に對しては

均等割 一人当り 一二〇円

平等割 一世帯 四〇〇円

②総所得金額が九万円を超える世帯で被保険者（世帯主を除く）一人当り一五五万円に九万円を加えた額が、その世帯の総所得金額をこえない世帯に對しては

均等割 一人当り 一八〇円

平等割 一世帯 六〇〇円

になります。

なお②の場合ももう少し詳しくわしく説明しますと、例えば被保険者五人の世帯の場合

$(15,000円 \times 1人 \times 4) + 90,000円 = 150,000円$

五人の被保険者の世帯では総所得金額一五五万円以下の場合には②により減額課税の対象となります。

▽火災予防条例の制定
この条例は消防法の規定に基き、公衆の出入する場所等の指定、火を使用する設備の位置、構造、管理の基準、危険物等の貯蔵取扱など佐呂間町における火災予防上必要な事項を規定するための条例で三十九年六月一日より施行されることになりました。

▽公平委員の選任について
三月二十九日任期満了になりました三島隆茂氏が再び選任されました。

▽固定資産評価審査委員の選任について
三月二十九日に任期満了になりました佐呂間高等学校が道に移管された場合、高校の土地建物及び施設備品を北海道に寄附することを決定しました。

土地（学校敷地）一三、三七九坪建物（校舎、屋体、校長及び教員住宅など）一、〇五五坪、その他高校に施設された防火水槽や、灰捨て場、水道など、机、椅子などの備品一切

▽寄附の受納について
佐呂間町宇宮前町緑川木材株式会社社長長緑川勝一氏より、消防施設の強化を図つてもらいたいと、消防ポンプ自動車の購入資金に金一六〇万円也の寄附採納申出があり、本議会に諮り寄附を受けることに決定されました。

▽佐呂間町税条例の一部改正
昭和三十九年度固定資産税に限り第一期の納期を六月一日より六月三十日までと改正しました。

▽議員定数を減少する条例
町議会議員の定数を減少する条例について、三月二十四日議員提案により提出されました。

提案者を代表して片岡議員より、

提案理由の説明がなされ、慎重審議の結果原案可決されました。

これにより次期一般選挙より現在の定員二十六名を二十二名に減少されることになりました。

その他、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例制定、財産造成基金設置管理及び処分に関する条例の制定などいづれも原案通り可決されました。

未成年者の喫煙は

みんなで防止

しましょう

最近未成年者の喫煙が全国的に非常に増加しております。北海道においても、三十八年中にぐ犯、不良行為少年の補導数四六、五三四人のなかで、喫煙により補導されたものが一四名もあります。

未成年者の喫煙は、青少年の心身の健全育成を阻害し、非行の動機づけとなつてゐることは勿論、青少年の間でなれば公然と喫煙が行われ、一般社会もこれに無関心であるばかりでなく、「未成年者喫煙防止法」が存続されてゐることも忘れがちな傾向にあります。

「紙巻煙草は肺ガンその他生命にかかわる病気の原因となり、健康に有害である」ということが発表されておりますが、未成年者の健康の上からも未成年者の喫煙はみんなで防止するよう心がけましょう。

就 職 お め で と う

明日への夢を抱き

ことしの就職者一三一名

就職される中卒者のみなさん、おめでとございます。

九年間の義務教育を無事終えられ

中学校を卒業された四四二名(男

二二一名女二二一名)のうち、こ

とし一三一名(自家就業を除く)

が明日への希望を胸に、町内や、

道内、あるいは遠く東京、名古屋

方面に就職されることになりました。

就職されるみなさんの前途を

祝い、はげますため三月十四日佐

呂間公民館で「新規中学校卒業生

就職激励大会」をひらきました。

当日は多数の就職者と、町内各

団体長や求人者のかたがた来賓者

の御出席をいただき、盛大に大会

を開催することができました。

出席された来賓者からは、お祝

とはげましの言葉を送られました

が、いづれも健康に充分注意して

中学校卒業後の状況 (各年度6月1日現在)

年 度		36 年	37 年	38 年
産 業 別	農 業	94	87	70
	林 業	1	1	4
	漁 業	1	2	10
	鉱 業	4		
	建 設	28	39	48
	製 造	19	19	20
	卸 売			
	金 融	2	4	3
	不 動	45	32	1
	運 輸	2	1	49
計		195	192	205
進 学	進 学	101	181	185
	無 業	20	24	26
合 計		316	397	416

立派な技術を身につけ、それぞれの職業を通じて社会のために尽くして下さいとのお話があり、続いて就職者代表として小木恵子さんより一生懸命頑張りますと力強い答辞がありました。

北海道の林野火災は雪どけとともに始まり四月、五月が最も多く発生しております。この時期は風も強く乾燥した日が続く気象状況からみても最も危険なときです。山火事の原因のほとんどがちやうとした人の不注意から起きており

山 火 事 を な く し ま し ょ う

ます。特に造林、開墾、ごみ焼など火入がもとで発生しています。造林や開墾の火入れは充分注意して行うようにして下さい。

昨年本町に於ける火入件数は八六件、この内四月五月に全体の約五〇%が最も危険な時期に火入を行っております。火入はできるだけ危険期を避け火入から起る山火事を防ぎましょう。

教員人事異動

四月一日付

「採用」

佐呂間小教諭津嘉田郁子▽知来

西田良弘、酒井寿子▽浜佐呂間

「石田信夫▽富武士」榊井寿男、

坂本紀子▽米、佐藤哲郎、菅ツ石

輝明▽若佐、岩佐高弘

佐呂間中教諭山田幸治、佐々木信

夫、近藤保、橋本節子▽仁倉

土屋久人▽浜佐呂間「福家 章

幌岩「芹川一郎▽若佐「佐々木光

雄、南部三三、新館俊弥、黒河

洋子、塩村俊一、幌岩中、今井勲

若里小中校長大西重利(美幌町報

徳小中)

「転出」

富武士小教諭高木美駿(排牛内小)

浪速小 水谷紀生(上仁頃中) 柴

小杉山守(渚滑小) 反田悟(本

岐小) 浜佐呂間小延原靖彦(川上

中) 徳武忠男(志撫子小) 若佐小

船戸金政(湧別小) 戒武祐(東湧小)

佐呂間中関根良夫(安国中) 仁倉

中鈴木正八(卯原内中) 上田満

(幌延町中間寒中) 幌岩中綱島康

夫(峰浜中) 若佐中柏木明(興部

中) 鳴海貞(幌内中) 若里小中校

長高尾正(上渚滑小)

「退職」

佐呂間中大島早苗、若佐中尾上満

昭、川村妃登子、幌岩中綱島幾子

「休職」 佐呂間中高橋哲

北のさる一家



五月十日より五月三十一日まで無
煙期間としていただきますのでこの期間
には火入を許可いたしません。火
入を行う場合は計画を立て行うよ
うにして下さい。

当町に於ける山火予防実施期間は
四月一日より六月三十日までとし
特に四月二十一日より五月三十一
日までを山火予防強化期間として
おりますので、この期間は充分注
意して下さい。

火入はかならず許可を取つてか
らにして下さい。火入許可は各部
落の森林愛護組合長の確認を求め
営林署長の承認を受けて町に申請
して下さい。

これから山火採取、レクリエーシ
ョンなど色々山に入る機会が多
くなりますが火入するときはかな
らず森林所有者の承認をえて入山
するようにして下さい。町有林に
ついては危険期間中の火入は許可
いたしません。

山火事については各自充分注意を
するようにいたしましょう。

「広報「さるま」は、町政のいろ／＼なことを知っていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通じて
全世帯に配付しております。ご家庭の建設的な御意見や質問は庶務課へお寄せください。